ID:　1008

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	現状の変更等の停止命令及び許可の取消し(指定有形文化財)
例規名 根拠条項	兵庫県文化財保護条例　第33条において準用する第12条第3項
例規番号	昭和39年兵庫県条例第58号

【根拠条文】

(現状の変更等の制限)

第12条

3　第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかつたときは、県委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年6月28日	**最終変更年月日**	令和6年5月31日